

令 2 福 監 第 2 0 号
令 和 2 年 4 月 2 日

各社会福祉法人代表者 様

秋田市福祉保健部監査指導室長

**改正社会福祉法施行後の法人指導監査における指導内容および
【改訂版】社会福祉法人 運営・手続留意事項の送付について**

社会福祉法人の指導監査については、平成29年4月1日の改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人に「法人の経営組織のガバナンス強化」等が求められたことから、法人の自主性・自律性を前提として、監査の効率化・重点化および明確化を図るため、「指導監査ガイドライン」にもとづいて実施しています。

本市においては、所管55法人の指導監査が一巡する、平成29年度から令和元年度までの3年間は、法改正後間もないことから、法人間の公平性を保つため、監査当日の口頭での指導等にとどめ、制度の浸透に重点を置き指導監査を実施してきたところがあります。

今般、指導監査における主な指導内容について、別紙のとおりまとめましたので今後の法人運営の参考としてください。

また、平成30年7月10日に開催の社会福祉法人研修会で配布した、「社会福祉法人運営・手続留意事項」について、改訂版を作成しましたので併せて送付します。